平成２４年（フ）第９８２４号
埼玉県八潮市八潮６丁目17－７
破産者　小熊　典子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８８９号
東京都新宿区西新宿４丁目41番10号フォレストマンション505号
破産者　有限会社Ｂ．Ｂ．Ｂ
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８９０号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目３－10－102
破産者　大山　孝彦
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８９９号
東京都稲城市大丸437番地
破産者　株式会社ファイブエイト
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９００号
東京都稲城市若葉台２丁目12－Ａ－502
破産者　戸田五三郎
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９３０号
埼玉県八潮市大字２丁目1096番地
破産者　有限会社八潮プレス
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９３１号
千葉県野田市古布内1446－６
破産者　長谷川伸二
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９３２号
埼玉県八潮市大字木曽根1377－１　高橋第二マンション301
破産者　長谷川有吾
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９３３号
千葉県野田市古布内1446－６
破産者　長谷川信子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９９２号
埼玉県川口市大字小谷場377－Ａ－１
破産者　小林　敏正
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００１４号
東京都大田区池上１丁目23番９号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区三番町７番地13
破産者　有限会社ぷらん・ぼっくす
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００１５号
東京都大田区池上１丁目23－９
破産者　横山　重裕
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００４６号
東京都渋谷区渋谷２丁目６番６号
破産者　タイレル株式会社
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００４７号
東京都世田谷区赤堤４丁目28－17－206
破産者　新山　譲二
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００８８号
東京都府中市南町３丁目53番地の37アカシアコート101
破産者　株式会社島建設
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００８９号
東京都府中市南町３丁目53－37－101
破産者　島袋　　誠
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１１２号
東京都八王子市久保山町２丁目33－５
破産者　秋山　　寛
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８６８号
東京都板橋区蓮沼町44－２－103
破産者　仲山　由典
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８６９号
東京都台東区柳橋２丁目18－15－304
破産者　安藤　　操
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８８３号
神奈川県川崎市中原区丸子通１丁目617－11－201
破産者　奥田　邦彦
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８９２号
東京都世田谷区北沢３丁目５－16－201
破産者　若松　　武
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８９３号
東京都世田谷区北沢３丁目５－16－201
破産者　若松由美子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９３１号
東京都大田区西糀谷３丁目36－５－1102
破産者　渡辺　修平
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部